

業務用無線

de J A I R I Z

北海道知床での観光船の沈没事故では、業務用連絡にアマチュア無線が使われていた、との報道に驚きました。

業務用として使われる通信設備を用いなければならないのは当たり前で、まして人命を預かっている観光船なら厳格に守られていなければならないと思うものです。

又、いわゆる携帯電話でもOKの許可が当局から出ていた、という話もおかしい。携帯電話は非常の際には通信統制がかかって、イザという時に使えないこともあり、今回の様にサービスエリア圏外という事も生じるので、適切とは言えないでしょう。

やはり、業務用無線を使用することが大事です。

船舶での業務用無線として、電波法施行規則には「海上移動業務」用として「船舶局」が規定されています。「周波数割当て」の検索では、用途別が

全用途、スポーツ・レジャー用、ヨットレース用、ヨット等用、引き船業務用、
海上保安用、漁業指導監督用

等となっています。更に、「船舶局」、「漁業用船舶局以外の船舶局」のキーワードで選択すると、『27MHz帯(26.1MHzを超え28MHz以下)』から更に「全用途」、「北海道」の項目をクリックしてみると、周波数・電波形式等の一覧表が出てきます。

それによれば、26.670～27.988MHz 各チャンネルの周波数及び変調方式：AM/SSBで割り当てられていることが分かります。

小型船舶で使う無線としてはこの27MHz帯がよく使われていると思います。そして、普通はその周波数を数CH持っていて、会社関係先、関係機関等あちこちと連絡が取れるようになっていたかと思います。

相当まえのことですが、アマチュア無線家と思って訪ねた漁師の家の無線は、いわゆる27MHz帯/CB無線(簡易無線)でした。業務用無線機となると高価で、かつ無線従事者免許が必要でもあることもネックになっていたのでしょう。

いずれにしても、人命を預かる商売をやろうとすれば、それなりの担保が必要です。

連絡手段より、救命用具の充実が優先などの議論もあるかと思います。

とくに、船舶は「板子一枚下は地獄」のとおり、安全には最大限の留意を払わねばならないことは言うまでもないと思います。

操船する人、船本体、運用面、安全設備、通信設備…いずれも充実して、事故にならないよう祈るばかりです。

(完)